

我孫子市立湖北台西小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条

- 1 本会は、我孫子市立湖北台西小学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第 2 条

- 1 本会は、保護者と教職員が協力して教育が理想的に行なわれるよう努力し、児童の幸せを増進することを目的とする。

(運営)

第 3 条

- 1 本会は、次の方針で運営する。
 - (1) 本会と学校は相互に信頼しあい、前条の目的を達成するため必要な事業を行う。
 - (2) 本会目的のため活動する他の団体及び機関に対して協力をする。
 - (3) 本会は、自主独立のもので、他の支配を受けない。
 - (4) 本会は、特定の政党や宗教を支持しない。

第 2 章 会 員

(組織)

第 4 条

- 1 会員は、本校児童の保護者、教職員によって構成する。
- 2 校長は学校経営の責任者として本会に参加する。
- 3 会員は各 1 個の決議権を保有し、本会が行うすべての事業について、平等に享受する権利を有する。
- 4 会員は本会の事業に協力しなければならない。

第 3 章 役 員

(種類及び数)

第 5 条

- 1 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 (保護者より1)
- (2) 副 会 長 3名 (保護者より2、学校より1)
- (3) 庶 務 3名 (保護者より2、学校より1)
- (4) 会 計 3名 (保護者より2、学校より1)
- (5) 会 計 監 査 2名 (保護者より2)

※ただし、特別な事情があった場合、年度ごとに役員を増減することが出来る。

(役員を選出)

第6条

1 役員を選出は、本部または保護者の推進において選考委員会において選考し総会に報告する。

(役員の仕事)

第7条

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 庶務は、総会、総務会の議事を記録し、会の庶務を受け持つ。
- 4 会計は、本会の会計を担当する。
- 5 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 会計監査は、会長、副会長、庶務、会計又は本会の他の職務を兼ねてはならない。

(役員の仕事)

第8条

- 1 役員の仕事は4月1日から翌年の定期総会の日までとする。但し、再任する事が出来る。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、総務会が会員の中から選出し、会員の承認を得る。その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員（会長・副会長・庶務・会計・会計監査）として、連続2年間以上活動した場合は、以後在籍児童及び任期後に入学する児童も含め特別委員会委員を考慮する。併せて、係の活動も考慮する。

第4章 会 議

(種類及び議決)

第9条

- 1 会議は、次に定めるとおりとする。

- (1) 総会
 - (2) 総務会
- 2 会議の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は議長が決定する。

(総会)

第10条

- 1 総会は、会長が招集し、会員の過半数の出席をもって成立する。但し、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 総会の議長は、総会において選出する。
- 3 総会は、本会最高の決議機関であり、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 活動報告及び収支決算
 - (3) 活動計画及び収支予算
 - (4) 会費に関する事項
 - (5) 重要な財産の処分に関する事項
 - (6) その他会長が必要と認める事項
- 4 新日役員の報告及び紹介

- 5 総会は、原則として毎年4月に開催する。但し、会長が必要と認めた場合、又は、会員の3分の1以上の要請があった場合は臨時に開催することができる。

- 6 総会の決議は定期総会・臨時総会共に次のいずれかの方法に基づく
 - (1) 招集による決議
 - (2) 書面による決議

(総務会)

第11条

- 1 総務会は、会長が招集し、会長等の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 2 総務会は、会計監査を除く役員、サークル部長、及び教職員代表(3名以内)をもって構成する。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求めることができる。
- 4 総務会において、審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 本会の運営に関する事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項

→専門部を解散をする為、文面を変更

第5章 資産及び会計

第12条

- 1 本会の資産は、次のとおりとする。
 - (1) 会費
 - (2) 寄付金
 - (3) その他の収入
- 2 本会の資産は、会長と会計が管理し、その方法は総務会の決議による。
- 3 本会への会費は、1世帯年額3,000円(月額250円)とし、学校を通して年度初めに徴収方法を通知し、4月から翌年の3月までの12ヶ月分を、適宜徴収するものとする。但し、月途中において退会した場合は、徴収済みの翌月以降分を返還する。
- 4 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5 決算の結果、剰余金を生じたときは、総会の決議を経て、その全部または一部を翌年度に繰り越し、又は積立金として、積み立てるものとする。
- 6 本会の資産は、本会の目的以外に使用してはならない。

第6章 係活動

(種類)

第13条

- 1 本会は目的達成のため、次の係活動を設置する。
 - (1) 係決定係
 - (2) 集金集計係
 - (3) 卒対係(6年生のみ)
 - (4) 環境整備係
 - (5) 運動会係(前日準備・当日準備・片付け)*親父の会との連携
 - (6) おはなしポケット係
 - (7) バレーボール係
 - (8) バザール係
- 2 前項各号の係は、別に定める分掌事項の運営にあたる。
- 3 係の互選により、本部役員と連携をとりながらそれぞれ対応を行う。係希望調査票をもとに係の決定を行う。
- 4 適時、会長が必要と判断した事項について別途協議しながら、係活動の内容を変更する事が出来る。

(選出)

第14条

- 1 係決定係は、会員中より学級ごとに各2名選出する。
但し、児童数の減少等により、これを維持できない場合は、必要に応じて調整することができる。
- 2 係決定係に欠員が生じた場合は、学級ごとに互選により選出する。

第 7 章 その他

(本部役員)

第 2 1 条

- 1 会長、会計監査を除く役員は、特別委員会の担当を兼務することができる。
- 2 本部役員は、総会、総務会の決議及び、特別委員会の合議に基づき、業務が遅滞なく、また円滑に運営されるよう協力し、本部、各係活動及び特別委員会との連絡調整にあたる。
- 3 担当は、会長、副会長、庶務及び会計で構成する役員会で決定し、総務会に報告する。

(特別委員会)

第 2 2 条

- 1 会長が必要と認めた場合は、総務会にはかり、目的、事業、任期、人数を明確にして、特別委員会を設置することができる。運営方法については別に定める。運営内容によっては新たな専門部扱いにする。

(サークル)

第 2 3 条

- 1 会員相互の親睦と交流を図るため、本部にサークルをおくことができる。
サークルの運営方法については別に定める。

(委任)

第 2 4 条

- 1 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、総務会の承認を経て、会長が定める。

(次期本部役員選考について)

第 2 5 条

- 1 選考委員を廃止したので、全校からの立候補・推薦を募り決定する。任意提出から提出を必須事項とする。

附 則

- 1 この会則は、平成 7 年 5 月 6 日から施行する。
- 2 会長が必要と認めた場合は、総務会にはかり会則に反しない限り、細則をつくらることができる。

- 3 平成12年 2月20日 一部改正
- 4 平成16年12月16日 一部改正
- 5 平成19年 2月16日 一部改正
- 6 平成25年 1月15日 一部改正
- 7 令和 2年 6月22日 一部改正
- 8 令和 4年 4月22日 一部改正
- 9 令和 5年 4月20日 一部改正
- 10 令和 6年 2月28日 一部改正

別表1

係活動分掌事項

会則第13条第2項による係活動分掌事項は次のとおりとする。

- ① 係決定係 ・係希望調査票をもとに係の決定をする。
 - ② 集金集計係 ・学校の指定日に集合。集金の集計をする。日程についてはその年度に応じて別途、学校と協議しスムーズに集金集計を行う。
 - ③ 卒対係（6年生のみ）・6年生担任と相談して卒業記念品の選定、発注を行う。内容については、その年度に応じて別途、学校と協議し作業を行う。
 - ④ 環境整備係 ・校庭回りの掃除、美化活動を行う。
 - ⑤ 運動会係（前日準備・当日準備・片付け）*親父の会との連携
 ・親父の会と連携しながら、運動会の準備・設営を行う。
 - ⑥ おはなしポケット係 ・1年間で数回、おはなしポケット（読み聞かせ）の参加。
 - ⑦ バレーボール係 ・バレーボール部の練習に参加し、大会への参加。
 - ⑧ バザール係 ・バザールでの調理・販売スタッフ
- *都度、会長が必要と判断した係活動があった場合、学校と協議し追加する事が出来る。

附 則

- 1 この要領は、平成12年2月20日から施行する。
- 2 令和 2年 6月22日 一部改正
- 3 令和 5年 4月20日 一部改正
- 4 令和 6年 2月1日 一部改正
- 5 令和 6年 2月28日 一部改正

特別委員会運営要領

〔目的〕

第1条

この要領は、会則第23条による特別委員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

〔種類〕

第2条

本会は目的達成のため、次の特別委員会を設置する。

(1) 親父の会

〔任務〕

第3条

本校の教育活動や本校と地域社会の親睦と交流の場において、各活動が円滑に運営されるよう運営元の指示に従い補佐を行う。

〔代表の選出〕

第4条

親父の会会員は、本校会員中より募集する。参加は任意とする。

〔代表及び副代表の選出〕

第5条

親父の会に、会員の互選により、代表及び副代表を置く。

〔代表及び副代表の任務〕

第6条

代表は親父の会を代表し、会を運営する。また、副代表は代表を補佐し代表に事故ある時は、その職務を代行する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年2月20日から施行する。
- 2 令和 5年 4月20日 一部改正
- 3 令和 6年 2月28日 一部改正

PTAサークル運営要領

〔目的〕

第1条 この要領は、会則第22条によるPTAサークルの運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

〔設置基準〕

第2条 PTAサークルは、次のいずれにも該当すること。

- ① 本会の会員であること。
- ② 一年間の活動実績があること。但し、活動場所は自由である。
- ③ 3人以上の集まりであること。
- ④ 3人未満の場合は、休部扱いとする。この場合、部費は発生しないものとする。

〔任務〕

第3条 PTAサークルの任務は、次のとおりとする。

- ① 年度当初に活動計画、部員名簿を9月に本部に提出し、学期毎には、本部に活動報告を提出する。
- ② 積極的に行事に参加し協力すること。

〔委任〕

第4条 この要領に定めのない事項については、会長に委任する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年2月20日から施行する。
- 2 平成25年1月15日 一部改正
- 3 令和6年2月28日 一部改正

慶 弔 規 定

(目的)

第1条 この規定は、会員相互の親交を深め、児童福祉のため、次の規定を設ける。

(対象及び金額)

第2条 慶弔の対象は、次の3種とし、会長名をもって行う。

第1号 退職

(1) 校長・教頭 10,000円

(2) その他の教職員 5,000円

第2号 事故見舞い 5,000円 (但し入院2週間以上)

第3号 死亡 5,000円

第4号 結婚祝金 5,000円

(補足)

- イ. 第1号の適用にあたっては、学校の教職員を対象とする。
- ロ. 第2号の適用にあたっては、学校の教職員と児童を対象とする。
同一の事故を対象としない。病気を除く、登下校を含む授業中のみ。
- ハ. 第3号の適用にあたっては、会員と児童、教職員の1親等内を対象とする。
- ニ. 特別の場合は、会長、副会長、庶務及び会計で構成する役員会（以下『役員会』という。）の協議により決定し総務会に報告する。

(慶弔の決定)

第3条 慶弔を受けるものの決定は、会長が行う。

- ① 第2条第1号、第2号、第3号によるものは、会員の申告に対して行う。

附 則

- 1 この規定は、平成7年5月6日から施行する。
- 2 平成12年 2月20日 一部改正
- 3 平成17年 2月28日 一部改正
- 4 平成20年 6月 2日 一部改正
- 5 平成23年 4月19日 一部改正
- 6 令和 2年 6月22日 一部改正

表 章 規 定

1. 本会の目的達成のため功績のあった人を表彰する。
2. 表彰の選考は、総務会にはかり決定する。
3. 表彰は原則として、総会の席上会長が行う。

組織ならびに運営に関する細則

- 1 本細則、内規は会則で別途に規定することを決めた諸事項及び本会の組織、機構、運営の諸手続き等についてあらかじめ総務会で決め、これを規程化したものである。
- 2 本細則、内規の増補、変更、廃止については、必要に応じてそのつど総務会で決める。
- 3 本細則とは別途に表彰規定、慶弔規定等必要な諸規定を成文化し総務会で決める。